

御杖村第四次長期総合計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略
策定支援業務における業務仕様書

1. 業務の名称

この業務は、「第四次長期総合計画及び第二期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定支援業務」（以下、「本業務」という。）とする。

2. 業務の目的

本業務は、「御杖村第三次長期総合計画」が平成31年度をもって計画期間が終了することを受けて、令和2年度から令和11年度を計画期間とした「御杖村第四次長期総合計画」を策定することを目的とする。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「御杖村総合戦略」は平成31年度をもって計画期間が終了する。次期総合戦略については、「御杖村総合計画」における重点プロジェクトとして総合計画の前期基本計画に位置付け、両計画を一体的に策定するものとする。

3. 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日までとする。

4. 業務概要

(1) 村の現況把握及び構造の分析

村及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

(2) 村民意向調査の実施

総合計画及び総合戦略策定のための基礎調査として、アンケート調査を実施する。回収されたアンケートの回答は、結果の分析入力・集計を経て、計画への反映を行う。

(3) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。また、必要に応じて、各課ヒアリングを実施し、計画策定の基礎とする。

①第三次長期総合計画

現行計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

②第一期総合戦略

第一期総合戦略の具体的な取組の進捗状況やK P I（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

（４）人口ビジョンの見直し

現行の御杖村人口ビジョンの推計値と実績値の乖離等の分析・検証をしたうえで、最新の人口データに基づき、将来人口を推計する。また、アンケート調査等の基礎調査結果を踏まえ、御杖村の人口変動要因やその改善のための課題を分析し、人口に関して目指すべき将来の方向案を提示した上で、御杖村の示す方針に基づき、御杖村が目指す人口水準、地域社会像等の将来展望を記載した「人口ビジョン」素案を作成する。

（５）主要課題の整理

（１）から（４）までの調査結果を踏まえ、「御杖村第四次長期総合計画・第二期総合戦略」の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。

（６）御杖村第四次長期総合計画・第二期総合戦略案の策定

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

「御杖村第四次長期総合計画」においては、「基本構想」「基本計画」の枠組みに準拠しつつ、「第二期総合戦略」については、「基本計画」の中の重点プロジェクトとして位置づける。

①基本構想

- ・将来像、基本理念、基本目標、施策体系、関連するK P I等の提案
- ・上記を踏まえた基本構想素案の作成

②重点プロジェクト（第二期総合戦略）

- ・基本的考え方や基本目標等の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案

③基本計画

- ・重点プロジェクト（第二期総合戦略）と整合した計画体系及び施策の展開内容の提案
- ・取組内容、取組スケジュール、関連するK P I等の提案
- ・上記を踏まえた基本計画素案の作成

（７）パブリック・コメントの実施支援

第四次長期総合計画・第二期総合戦略の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

（８）審議会等の運営支援

審議会（３回程度）等に出席し、運営支援（資料等や議事録要旨の作成など）を行う。

5. 成果物

次のものを成果品として提出すること

- ①調査報告書：A4版 100 頁程度 データ納品
- ②計画書作成 A4 版、140 頁程度、本文単色刷り、表紙カラー、無線綴じ製本、100 部
- ③概要版作成：A4 版、8 頁、4 色刷り、中綴じ製本、1,000 部
- ④上記電子データ（CD-R、DVD-R 等）1 式

※電子データファイル形式はワード又はエクセルと PDF とする

6. その他

- (1) 制作物にかかる所有権、著作権は御杖村に帰属する。
- (2) 受託者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打ち合わせの申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。
- (3) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打合せなどは必要に応じてその都度（1 ヶ月に 2 回程度）行うこととする。
- (4) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理するものとする。